

令和7年第2回定例教育委員会会議録

1 日程 令和7年8月28日(木)

2 場所 藤井寺市柏原市学校給食センター会議室

3 案件

- 会議録署名委員の指定について
- 前回令和7年第1回臨時教育委員会会議録の承認について

(1) 議決事項

- 議案第3号 評価員の選任について
- 議案第4号 令和6年度給食会決算認定及び当期末処理金の処分について
- 議案第5号 学校給食費の滞納対策について

(2) 報告案件

- 報告第3号 給食会理事会役員および各委員会委員について

(3) その他報告事項

- ・教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）について

4 出席者 教育長 見浪 陽一
教育長職務代理者 新子 寿一
委員 足立 義幸
委員 田中 保和
委員 原 明子

5 市教育委員会事務局出席者 藤井寺市教育委員会事務局 学校教育課長 田中 守
柏原市教育委員会事務局 学務課長 岡田 香織

6 事務局出席者 理事 萬田 栄治
給食課長兼庶務係長 花田 淳
給食課主幹兼給食係長 辻 佳英
給食課給食係副主査 山田 崇文

午後1時5分 委員会開会を宣して日程に入る。

○花田給食課長兼庶務係長

皆様、こんにちは。

只今から令和7年第2回定例教育委員会会議を始めさせていただきます。本日は非常に忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

当給食センターでは、9月2日からの2学期給食開始にむけて、集中清掃を実施するなど、衛生管理の徹底を図っている最中でございますが、安心安全な給食の提供に万全を期し、臨んでまいります。

それでは、令和7年第2回定例教育委員会会議の開催に先立ちまして、事務局から本日の傍聴者ご報告をさせていただきます。藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会傍聴人規則に基づき公開しておりますが、本日は傍聴希望者がおられませんでした。また、教育委員の皆様方におかれましては、全員出席されているということで、会議が成立することを併せてご報告させていただきます。なお、この会議の内容につきましては、会議録にまとめ公表する予定にしており、録音させていただきますので、ご理解、ご了承をお願いいたします。

続きまして、本日の配布資料のご確認をさせていただきます。令和7年第2回定例教育委員会会議次第、前回の令和7年第1回臨時教育委員会会議録の写し、資料1、評価員の選任にかかる資料としまして「経歴書」、資料2「会計決算書第54期」、学校給食費の滞納対策としまして、資料3-①「給食費滞納・納入年度別一覧表」、資料3-②「令和7年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等（案）」、資料4「令和7年度藤井寺市柏原市学校給食会役員名簿」、資料5「教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）」でございます。全て揃っておりますでしょうか。

それでは、見浪教育長よろしくお願ひいたします。

○見浪教育長

皆様、こんにちは。

それでは、只今より案件に入らせていただきます。

本日の案件は、お示ししております次第のとおりでございます。よろしくご審議ご決定を賜りますようお願いいたします。

本日の「会議録の署名委員について」でございますが、「田中委員」よろしくお願ひいたします。

○田中委員

はい。

○見浪教育長

続きまして、前回「令和7年第1回臨時教育委員会会議の会議録の承認について」でございます。すでにお目通しをしていただいていると思いますが、ご承認いただけますでしょうか。

○教育委員一同

はい。

○見浪教育長

ありがとうございます。では承認ということで承ります。

それでは次第に従って進めてまいります。お手元の会議次第（1）議決事項、議案第3号「評価員の選任について」資料1でございます。事務局より説明をお願いします。

○辻給食課主幹兼給食係長

それでは、議案第3号「評価員の選任について」ご説明させていただきます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について、学識経験者の知見を活かして点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することが定められております。

これらのことから、令和6年度の事務事業につきまして、令和7年度の評価員の選任をお願いするもので

ございます。資料1としまして、経歴書を付けております。眞木優子先生は、藤井寺市にありました大阪女子短期大学で准教授をされたのち、平成29年4月からは園田学園女子大学短期大学部生活文化学科准教授として、また、令和5年4月からは神戸女子大学家政学部管理栄養士養成課程非常勤講師としても併せて勤務しております。現在は、園田学園女子大学の共学化と短期大学部の募集停止に伴い、園田学園大学人間健康学部食マネジメント学科の准教授をしております。昨年度も組合教委の点検・評価について、眞木先生に評価員をお願いしております。大変貴重なご意見、ご指摘をいただき、事務事業の見直し、また推進をさせていただいているところであります。継続した取組が必要であると考えておりますことから、引き続き眞木先生に評価員をお願いしたいと考えているところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございました。今、説明がありましたように、教育委員会の事務事業の点検・評価にあたり、学識経験者の評価員を選出する必要がございます。眞木先生は、園田学園大学、神戸女子大学等で実績を積まれており、昨年度もご指導をいただいた先生でございます。いかがでしょうか。

令和7年度も評価員としてお願いすることにつきまして、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

○教育委員一同

はい。

○見浪教育長

ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

続きまして、議案第4号「令和6年度給食会決算認定及び当期末処理金の処分について」資料2でござります。事務局より説明をお願いします。

○山田給食係副主査

それでは、議案第4号「令和6年度給食会決算認定及び当期末処理金の処分について」ご説明させていただきます。お手元にお配りしております資料2「会計決算書第54期」の表紙をおめくりください。左側には「藤井寺市柏原市学校給食会事業報告書」を記載しております。右側のページをご覧ください。令和6年度の会計決算につきましては、令和7年6月11日に会計監査を受けまして、全て正確にして相違ないことを認めていただきました。

1ページの「収支計算書」から説明させていただきます。まず、「収入の部」から説明いたします。「給食事業収入」としまして、4億9,098万8,010円でございます。内訳の「給食費収入」は、8月分を除く11カ月分の給食費の合計となっており、4ページに「給食事業収入明細書」を付けておりますので、お開きください。納付額の多い順に記載しておりますが、柏原市からの納付は、小学校の差額補助分と中学校の給食費無償化分、藤井寺市からの納付は、小学校と中学校の差額補助分となっております。恐れ入りますが、1ページにお戻りください。次に、「給食事業外収入」ですが、2万6,562円でございます。内訳の「不用品売却」は、給食の食材料が入っていた段ボールをリサイクル業者に売却したものでございます。次の口座振込手数料等補助金ですが、26万9,676円でございます。これは、各校長口座から給食会口座に学校給食費を振り込む際や給食会口座から食材納入事業者に給食物資代金を振り込む際に発生する口座振込手数料について、当給食会の円滑な運営と給食費を負担する保護者の方々の負担軽減に寄与することを目的に補助金の交付を受けているものでございます。以上の給食事業収入と給食事業外収入及び口座振込手数料等補助金の合計4億9,128万4,248円が、令和6年度の収入でございます。

続きまして、右側の「支出の部」ですが、「給食事業費用」としまして、給食の食材料を購入した費用が4億9,053万2,149円でございます。5ページに「給食材料費明細書」を付けております。1ページにお戻りください。次の「給食事業外費用」ですが、26万9,676円でございます。6ページに「給食事業外費用明細書」を付けております。この口座振込手数料等につきましては、給食事務取扱規程に基づき、給食会が負担することとなっております。もう一度、1ページにお戻りください。以上、収入の合計から支出の合計を差引しますと、「当期末処理剰余金」は48万2,423円となるものでございます。資源価格の上昇や円安の進行などの影響等により、食材価格の高騰が相次いでいるなか、必要な量や栄養価を考慮しながら、献立を微調整し、およそ4億9千万円の事業費からしますと、何とか誤差の範囲で抑えること

ができたと考えております。

続きまして、2ページをお願いいたします。「貸借対照表」でございます。左側の「資産の部」ですが、「現金預金」としまして、3,096万1,514円でございます。7ページに「現金預金明細書」を7ページの次のページから3ページに渡りまして残高証明書を付けております。恐れ入りますが、2ページにお戻りください。「未収金」ですが、128万7,437円でございます。各学校から給食会への給食費の納入については、ご家庭から学校に入金された金額だけを振り込むこととなっておりまして、まだ入金されていない金額で、学校が管理しているものでございます。次の「立替金」ですが、400万2,391円でございます。給食費を4ヶ月以上滞納している保護者については、給食費の回収事務が、学校から給食会に移管され、滞納給食費も給食会で一時立て替えることとなります。以上、「資産の部」合計で3,625万1,342円となっております。

続きまして、右側の「負債の部」ですが、「未払金」として3,072万2,014円でございます。8ページに「未払金明細書」を付けております。この未払金は、3月分の給食物資代金で3月分の支払いにつきましては、翌月払いとなっております関係で未払金が発生しておりますが、既に支払いを完了しておりますことをご報告させていただきます。もう一度、2ページにお戻りください。次の「前期繰越剰余金」ですが、504万6,905円となっております。先ほど、説明いたしました「当期末処理剰余金」が、48万2,423円となり、これらを合計しまして、「負債の部」の合計が3,625万1,342円となっております。

続きまして、3ページをお願いいたします。「剰余金処分計算書」を付けております。「1. 前期繰越剰余金」が、504万6,905円、「2. 当期末処理剰余金」が、48万2,423円、これを足しました、552万9,328円を、次期繰越剰余金として処分させていただきたいと考えております。

なお、この決算書では、令和7年度への繰越剰余金が552万9,328円となっておりますが、実質のキャッシュベースでは、令和6年度末時点で、学校が管理しておられる給食費の未収金が約128万円と給食会へ移管されている給食費の滞納額が約400万円となっており、併せて、約528万円が未収であることから、給食会残高がおよそ24万円程度となっている状況でございます。

また、この「給食会決算認定及び当期末処理金の処分について」は、7月11日に開催されました第2回

給食会理事会におきまして報告し、了承をいただいております。

以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございました。只今、事務局より説明がありました。何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

○原委員

一点だけ、よろしいでしょうか。様々なものが値上がりしていて、振込手数料も値上がりしていると思いますが、ネット銀行などに変えることで、費用の削減はできないのでしょうか。

○花田給食課長兼庶務係長

藤井寺市については、学校口座から給食会口座への振込にネットバンキングのゆうちょダイレクトを使っておられます。また、他銀行の口座から他銀行の口座へ振込を行うと振込手数料が高くなりますので、できる限り同銀行の振込となるように、給食会ではゆうちょ銀行、UFJ銀行、農協に口座を持っております。藤井寺市は、すべての学校がゆうちょ銀行に口座を持っておられるので、給食会のゆうちょ銀行の口座に振り込んでいただいております。柏原市も基本的には同じですが、一部の学校が農協の口座を使われておりますので、その学校からは給食会の農協の口座に振り込んでいただいております。このような工夫をしながら、振込手数料を抑えているという状況でございます。

○原委員

わかりました。

○見浪教育長

保護者の方はどうでしょうか。

○花田給食課長兼庶務係長

学校のことですので、詳しくは解らないですが、おそらく学校の指定口座から引き落としになっていると思います。

○田中委員

すいません。今の話に関連してですが、7ページの現金預金明細書に農協とゆうちょ銀行が入っているのは、その理由によるものですか。

○花田給食課長兼庶務係長

はい。他銀行の口座から他銀行の口座に振り込むと振込手数料が高くなりますので、同銀行から振り込むようにするためでございます。

○見浪教育長

よろしいですか。それでは、承認とさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、議案第5号「学校給食費の滞納対策について」資料3でございます。事務局より説明をお願いします。

○山田給食係副主査

それでは、学校給食費の滞納対策についてご説明させていただきます。

資料3-①、給食費滞納・納入年度別一覧表をご覧ください。滞納給食費につきましては、学校給食費滞納対策事務実施要項に基づき、各学校においては滞納保護者に対して、納付を求める努力をされておられます。また、移管された債権につきましては、学校給食会の事務局である給食組合教育委員会が給食会の事務局となって回収に努めております。表の一番下段、右端の網掛け部分となります。令和7年度7月末時点の滞納繰越額は、397万4,752円となっております。過年度分の滞納額を組合教委で回収しております。

すので、令和6年度末と比較して、滞納総額が減少しておりますが、新たな滞納移管額も発生していることから、法的措置の継続も含め、滞納抑制の取組はより一層必要であると考えております。大変難しい問題ではございますが、学校給食費の滞納対策を継続し、少しでも滞納給食費が回収できるよう、粘り強く取り組んでいくことが肝要であると考えております。

続きまして、資料3-②、令和7年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等（案）についてをご覧ください。今年度の法的措置の実施基準等につきましても、学校給食費の滞納の状況、対策等を総合的に勘案し、原則として「平成29年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等」に基づき、令和6年度と同基準で実施をできればと考えております。

なお、令和2年4月1日に施行された改正後民法において、消滅時効制度が変更され、学校給食費については、令和2年4月1日以降に発生する債権が5年となっておりすることから、当組合の消滅時効期間の考え方も令和2年3月31日以前の債権債務は2年、令和2年4月1日以降の債権債務は5年としております。

また、法的措置を実施するにあたっては、公平、公正であることを原則としておりますが、現実的に回収が困難な状況にある場合は、可能な状況になった時点で実施するとしております。このことを踏まえ、法的措置を実施する対象の保護者及び債権の基準は、学校給食会の事務局である組合教育委員会に移管された債権であり、居所が不明でないこと、現に生活保護や就学援助の適用を受けていないこと、また、債権が消滅時効期間内であり、滞納している学校給食費について、一部の返済もなく、概ね2万円以上であることの基準をすべて満たすものとしております。

なお、過去に債務名義を取得しながら未返済となっている案件もございますので、今後も弁護士と十分協議し、差し押さえ等の可能性も見極めながら、可能であれば法に基づく手続きを進めたいと考えております。

また、今年度も法的措置の対象者となりうる可能性がある保護者には、できるだけ丁寧な対応を心掛け、何とか話し合いの場を設けられるよう、8月上旬より自宅訪問を重ねると共に、生活状況などの確認も実施しております。今後におきましても、非常に効果が大きい自宅訪問を継続し、学校とも密に連絡をとり、状況の把握に努め、学校と保護者、また児童生徒と学校の繋がりに細心の注意と配慮をしながら、慎重に進めてまいりたいと考えております。

この「令和7年度学校給食費の滞納に係る法的措置の実施基準等（案）について」は、7月4日に開催さ

れました第1回給食費対策委員会及び7月11日に開催されました第2回給食会理事会におきまして報告し、了承をいただいております。

学校給食費の滞納対策については、以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございました。只今、事務局より説明がありました。何かご意見ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員一同

はい。

○見浪教育長

それでは、承認とさせていただきます。ありがとうございました。
これで議案は終わりましたので「（2）報告案件」にまいります。報告第3号「給食会理事会役員及び各委員会委員について」資料4の説明を事務局よろしくお願ひします。

○辻給食課主幹兼給食係長

それでは、お手元の資料4「令和7年度藤井寺市柏原市学校給食会役員名簿」をご覧ください。給食会理事会の理事や会計、会計監査、並びに理事会のもとにございます5つの委員会に参加をしていただきます保護者代表の方々や校長先生、給食主任の先生のお名前を記載しております。この名簿の皆様方によりまして、現在、理事会や各委員会を進めております。

以上でございます。

○見浪教育長

ありがとうございました。何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員一同

はい。

○見浪教育長

以上で、報告案件は終わりましたので、「(3) その他報告事項」に進ませていただきます。「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）について」ご意見を賜りたいと思います。資料5をご覧ください。ご承知のとおり、この報告は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」に基づいて、その規定により学識経験者の意見を付して議会に報告するものでございます。本日、内容をご確認いただいて、次回、11月10日に開催予定の令和7年第3回定例教育委員会会議で学識経験者よりご意見を賜るということでございます。その後、2月開催予定の組合議会に報告させていただくという運びとなります。それでは資料5の3ページをご覧ください。(2)「令和6年度施策一覧」として示しております。一覧表の節名称ごとに事務局より説明をし、委員の皆様からのご意見をいただきたいと思います。事務局、説明をお願いします。

○辻給食課主幹兼給食係長

それでは、資料5 「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会点検・評価に関する報告書（案）について」説明させていただきます。

令和6年度を対象年度とします「教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）」を作成いたしまして、点検・評価の項目の設定としましては、昨年度と同様に学校給食組合の教育大綱に基づく施策の事業内容としております。概略の説明となりますが、内容等につきましてご意見等ございましたら、よろしくお願いいいたします。なお、当会議でのご意見を報告書（案）に反映させていただき、先ほど議案第3号にて、ご承認をいただきました眞木評価員にご意見をいただきまして、次回、11月に開催予定の教育委員会会議で点検・評価結果のご報告をさせていただくことを予定しております。それでは説明させていただきます。

1ページは点検・評価に関する報告書の法的なことを記載しております。2ページには「教育委員会の活

動状況」としまして、「教育長及び教育委員名簿」と「教育委員会会議の開催状況」を記載しております。次の3ページから4ページには、「2. 点検・評価の方法」として、(1)「対象施策の考え方」、(2)「令和6年度施策一覧」、この施策につきましては先ほど申し上げましたとおり、学校給食組合の教育大綱に基づいた事業内容としております。(3)「実施方法」、施策ごとに成果指標を設け、目指すべき成果を明確にしていると記載しております。達成状況を3段階で示しております。(4)には「学識経験者の知見の活用」について記載しております。学識経験者として先ほどご承認いただきました眞木優子先生に評価員をお願いするものでございます。(2)「令和6年度施策一覧」に記載しております施策ごとの点検・評価シートを5ページ以降につけております。

5ページから説明させていただきます。「3. 令和6年度の施策の点検・評価」、節名称 (1)「安心安全で衛生的な学校給食」、主要施策 1)「施設・設備の老朽化の対応」、施策名 1 「機械機器の整備」ですが、令和6年度実績としまして、施設・設備の老朽化対策や給食施設として望まれる安全・安心な給食づくりのために優先度の高い事業を対象とし、施設・設備の整備を実施いたしました。点検及び評価としまして、購入から21年が経過し、機器の老朽化に伴い、上下の搬送コンベアや洗浄ポンプ等が作業中に停止するなどにより、食缶の衛生的な洗浄や消毒保管が課題となっていた第1センター食缶洗浄機を買い替えたことで、確実な洗浄及び消毒保管を行うことができております。また、経年劣化によるひび割れが多発していたPEN食器（中椀）を更新したことで、子どもたちに安心安全な給食を提供することができております。なお、PEN食器は、この買替により、4ヶ年計画による更新が完了しておりますが、対応年数を超える厨房機器も存在しておりますので、今後も状況を的確に把握し、計画的に買い替える必要があると考えております。続きまして6ページ、施策名 2 「施設設備の整備」でございますが、実績としまして、第2センター北側・東側外壁面塗装補修や第2センター2階男女トイレ改修工事などを実施いたしました。これらのことにより、雨水侵入等による調理場の衛生環境の悪化を防止することができ、また、誰もが使用しやすく、衛生的なトイレ施設とすることができます。今後におきましても、施設が老朽化しているため計画的に修繕していくことが必要であると考えております。

次に、7ページの主要施策 2)「学校給食の危機管理」、施策名 1 「緊急事態発生時の対策」でございますが、令和6年度実績としまして、学校給食の安全管理には万全な体制で臨んでおりますが、万が一の食中毒

事故発生時の組合教育委員会の対応等を記載しました「学校給食の危機管理」というマニュアルを定めております。未然防止策としまして、保健所による衛生監視、毎日の健康調査や月2回の検便検査、原則毎月1回の全員研修等を行っております。点検及び評価としまして、令和6年度の保健所による衛生監視においてもHACCPの考え方を取り入れた衛生管理が適切にできているという監視結果を得ております。なお、年間2回実施したノロウイルスの検便検査におきまして、2名の職員から陽性反応が検出されましたが、再検査で陰性になるまで自宅待機を指示し、食中毒事故を未然に防ぐことができました。その他、衛生管理の意識の向上や献立内容の事前協議を行うことで、令和6年度についても食中毒の発生はございませんでした。

続きまして8ページの施策名2「異物混入時の対応」でございますが、令和6年度実績としまして、「学校給食における異物混入対応マニュアル」に基づき対応とともに異物混入等事故記録を作成し、該当校と該当市教委に報告をいたしました。なお、喫食中止に至る事案はありませんでした。点検及び評価としまして、給食センターで混入した異物と考えられるものにつきましても、令和2年度から令和4年度のすべての年度での4件から令和5年度、令和6年度は2件と着実に減少していることを鑑みますと対策の徹底が定着してきたのではないかと捉えております。令和7年度も「異物混入ゼロ」を目標に掲げ、児童生徒の安全安心の確保に、職員が一丸となって取り組んでまいります。

次に、9ページの主要施策3)「学校給食の衛生管理」、施策名1「調理従事者の衛生管理の研修」でございますが、令和6年度実績としまして、毎月末に1回、全員研修を実施し、注意事項等の啓発を行いました。今後も基本的な研修を繰り返し行い、知識の定着を図っていく必要があると考えております。

節名称（1）「安心安全で衛生的な学校給食」については、以上でございます。

○見浪教育長

節名称（1）「安心安全で衛生的な学校給食」に関する事業ということで、説明がありました。施設設備の問題から危機管理の問題、衛生管理の説明がありましたが、何か実績や点検評価等でご不明な点やご質問等があればよろしくお願いします。

○原委員

9ページの研修内容のところですが、9月は「残暑等の熱中症から身を守る」がありますが、今年もすごい猛暑で、11月頃まで暑さが続くのではないかと言われています。働いている職員さんの熱中症対策や食材料も例年より暑い期間が長く続くと傷みやすくなると思います。暑い期間が長くなっているので、管理も大変だと思いますが、そういったところは、何か例年と違う対策を考えているのでしょうか。

○花田給食課長兼庶務係長

職員の熱中症対策は、この施設の課題のひとつにもなりますので、昨年度の令和6年度から、可能な限り7月分と9月分の献立内容を見直しております。3品のおかずを提供しているのですが、栄養価を満たすことを前提に、3品のおかずすべてに人手がすごくかかる献立を避けておりまして、職員が余裕をもって作業できるように献立の組み合わせを考え、ローテーションによるクールダウンの時間を確保しております。今年度9月の給食開始につきましても、気温が高い状況でスタートすることを想定しておりましたので、8月22日に職員に対する夏季研修を行ったのですが、給食開始までの1週間で、徐々に暑さに慣れる暑熱順化をし、9月2日の初日を迎えるように伝えました。7月の1学期給食終了日まで暑い中頑張っていたのですが、暑熱順化というのは、お盆休み等で一旦涼しい環境に慣れてしまうと、効果が無くなってしまいますので、この1週間で徐々に暑さに慣れて給食開始を迎えるように話をさせていただきました。

なお、給食で使用する食材料については、基本的に前日に納品されます。傷みやすい葉物野菜や食肉等については、当日の朝に納品されます。ですから、長い時間常温で放置をするというようなことはありませんので、これまでどおり、衛生管理基準をしっかりと守り、給食を提供していきたいと思っております。

○見浪教育長

よろしいでしょうか。それでは、次の第2節の説明をよろしくお願いします。

○辻給食課主幹兼給食係長

先ほどの続きの10ページからご説明させていただきます。

10ページ、節名称（2）「保護者・学校・給食センターとの連携」、主要施策1）「食育の取組」、施策名1

「食に関する研修の充実」では、令和6年度実績としまして、まず「保護者との連携」ですが、給食センターの見学試食会や学校での給食試食会を実施いたしました。「教職員との連携」としましては、給食主任会を小学校と中学校に分けて開催いたしました。これらの開催において、残菜を減らす取組や食に関する指導の全体計画についてなどの情報交換を行いました。点検及び評価としまして、実際に給食を作っている様子を見ていただくことで、給食により一層関心を持つてもらうことができております。また、児童が給食センターを見学し、調理員と一緒に喫食したこと、給食を作る人への感謝の気持ちを表現した感想が多く届いております。

続きまして11ページ・12ページの施策名2「学校給食の年間指導目標」では、令和6年度実績としまして、食に関する指導計画を作成し、学校からの申込を受けました。小学校ではそれをもとに、食に関する指導を実施し、小学校5年生対象の朝食指導は全校で実施いたしました。中学校では「レシピにチャレンジ」を実施し、応募された献立から一部を令和6年度と令和7年度の給食献立として採用することを決定いたしました。点検及び評価としましては、食に関する指導は、児童生徒が健康に生活していくためには非常に重要となりますので、今後も進めていきたいと考えております。

続きまして13ページの施策名3「献立の年間計画」では、令和6年度実績としまして、献立のねらい等を記載した「献立の年間計画」を作成し、献立作成委員会で承認を得て実施しております。残菜調査は、昨年に引き続き、実施いたしました。14ページ、点検及び評価としまして、特集献立として実施した「世界の料理」では、世界で食べられている食材や調理法、味付けなどを知る機会となっております。また、これまで特集献立として実施してきた「ブックメニュ」は、秋の読書週間に合わせて実施し、給食と本に興味を持つてもらえるよい機会となっております。なお、今年度も毎月1回、食物アレルギーの原因となる食材をなるべく使わずに工夫した献立である「スマイル献立」を実施し、ひとりでも多くの子どもたちにみんなと一緒に給食を食べてもらえる機会を提供できておりますので、今後も続けてまいります。また、残菜調査につきましては、結果を献立に反映させ、味付けや食材の組み合わせ等を工夫することで、残菜を減らせたメニューもあり、結果として、調査対象校での残菜が数字のうえでも減少しておりますので、今後も結果をしっかりと分析していきます。

続きまして15ページの施策名4「地場産物の活用の推進」につきましては、自分達が住む地域で採れる

食べ物を知り、興味を持つことで、地域に親しみを持ち、地域に対する関心や理解を深めてもらいたいとの想いから、積極的に地場産物の活用を進めております。また、昨年度に引き続き、地元の有名シェフとのコラボ給食も実施し、視点を変えた地場産物の活用にも取り組むことができました。点検及び評価としまして、学校給食法の改正により、学校給食において地場産物の活用に努めることが規定されておりますので、給食のより一層の充実を図るため、積極的にアピールを続け、今後も予算の拡充に努めてまいります。また、今後においても地元の有名シェフとのコラボレーションなど、子どもたちに楽しい給食を届けていきたいと考えております。

次に、16ページの主要施策2)「アレルギーの対応」、施策名1「学校給食における食物アレルギーに関する取組」でございますが、学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを令和3年8月に一部改訂し、令和4年度からえび及びナツツ類を給食で使用しないことと乳成分を含まないパンを提供することを開始いたしました。点検及び評価としまして、これらのことによりまして、ひとりでも多くの子どもたちに1回でも多く、みんなと同じ給食を喫食してもらえる機会を提供できており、保護者や学校から好評を得ております。また、これらの対応状況は必要に応じて、今後も改訂していくと考えておりますが、除去食や代替食を調理するためには、施設設備の整備が不可欠であると考えております。

続きまして17ページの施策名2「児童・生徒への細やかな指導と情報提供」でございますが、食物アレルギーを有する児童生徒については、学校からの要請により、保護者、学校の管理職、クラス担任、養護教諭、給食センターの栄養士等による三者面談を実施しております。その面談の結果、学校給食での対応が必要な児童生徒には、詳しい食品成分を記載した食物アレルギー対応献立表を学校を通じて、該当する児童生徒の保護者に配布しております。令和6年度の相談件数と送付人数は下表に記載しております。点検及び評価としまして、食物アレルギーの原因食品は、児童生徒により違い、また多岐に渡りますが、令和3年度に改訂した同対応マニュアルにおいて、給食で使用しない食品を明瞭化したことによりまして、相談件数が令和3年度と比較すると、今はまだ減少しておりますが、令和5年度からは6件増加しており、アレルギーを有する児童生徒が、増加傾向にあると感じておりますので、物資定の際には、アレルギー原因食品をできるだけ使用していないものを選定するなど、今後もできるだけ多くの児童生徒がみんなと同じ給食を安心して喫食できるよう工夫してまいります。

節名称（2）「保護者・学校・給食センターとの連携」については、以上でございます。

○見浪教育長

節名称（2）「保護者・学校・給食センターとの連携」に関する事業ということで、説明がありました。

給食センターが実施している食育、アレルギーの取組の説明でしたが、何か実績や点検評価等でご不明な点やご質問等があればよろしくお願いします。

○足立委員

保護者の給食試食会を開催していると思うのですが、参加された保護者の方の感想としては、良い印象を持つておられる方がほとんどですか。

○花田給食課長兼庶務係長

はい。保護者の方が学校に申し込みをされて、給食センターの見学等に来られます。給食試食会の最後に、給食センターの給食をどのように思っておられるのか、アンケートを毎回取らせていただくのですが、「満足している」、「どちらかといえば満足している」という回答がおよそ9割以上ございます。給食にある程度関心をもった保護者の方がお集まりになって、給食試食会をされていますので、こういった答えが多いのではないかと考えておりますが、集まったアンケートの結果だけを見ますと、肯定的な意見が多いです。

○足立教育委員

要望等が書かれていたりすることはあるですか。

○花田給食課長兼庶務係長

はい。今年度ですが、パンとごはんの回数を変更しましたので、もっとごはんの日を増やして欲しいという要望や給食費を無償化にしてください等の要望が書かれていたりします。多いのは、パンとごはんの回数のことです。

○足立委員

ありがとうございました。

○見浪教育長

よろしいでしょうか。それでは、次の節名称の説明をお願いします。

○辻給食課主幹兼給食係長

それでは先ほどの続きで、18ページの節名称（3）「学校給食費の滞納問題」、主要施策1）「滞納給食費の対応と対策」、施策名1「滞納保護者との対応」でございますが、令和6年度実績といたしまして、学校で徴収できなかった給食費は「学校給食費滞納対策事務実施要項」に基づき学校給食会に移管され、滞納繰越額は下表のとおりとなっております。また、令和7年度新入生の保護者への入学説明会では学校給食の概要及び給食費についてのリーフレットを配布し、給食費を滞納しないよう理解と協力を求めました。点検及び評価としまして、令和6年度末の滞納繰越額は、両市が給食費値上げ分の差額補助や給食費無償化を実施したにもかかわらず、令和5年度末と比較して、約16万円増加しており、もし、これらが実施されなければ、滞納額はより増加していたと考えられるため、滞納抑制の取組はより一層必要であると考えております。

続きまして19ページの施策名2「滞納給食費の回収と対策」でございますが、令和6年度実績としまして、学校からの報告に基づき、児童生徒ごとに台帳を整理のうえ、催告及び再催告書を送付し、少しでも滞納給食費が回収できるよう引き続き、取り組みました。点検及び評価としまして、催告等の通知に対して無反応な保護者には電話や自宅訪問の実施継続が必要であると考えております。また、給食費の公会計化につきましては、他県等において、未納額の大幅な増加をもたらすということが報道されており、要因として徴収窓口が家庭にとって身近な学校から担当部局になることによる距離感の差も一因であるとされておりますので、慎重に議論を進める必要があると考えております。

続きまして20ページの施策名3「訴訟裁判に向けての対応」でございますが、令和6年度実績としまし

ては、度重なる催告・訪問などを行っても支払の意思が見られなかつた3世帯につきまして、簡易裁判所に「支払督促の申立」を行う旨の通告を実施いたしました。これらの過程においても、引き続き支払の意思が見られなかつたため、支払督促申立による法的措置を実施しております。点検及び評価としまして、令和7年度の法的措置の対象者の選定につきましても、公平公正が原則ではありますが、生活保護や就学援助を受給している保護者への配慮や消滅時効の取り扱いを十分に考慮し、令和6年度の基準や直近の支払い状況を勘案したうえでの選定が必要であると考えております。なお、累積し続ける滞納額は、全額回収することを大原則として、回収に努めておりますが、徴収努力をし尽してもなお徴収できる見込みがない場合には、今後の適正な債権管理を妨げる要因ともなりかねませんので、最終的には債権を放棄することも考えていかなければなりませんが、給食会会計は保護者負担の給食費のみで運営されており、自主財源がありませんので、両市からの公費負担で補うこととなります。また、たとえ債権を放棄するにしましても、経済的に非常に困窮している世帯もあれば、支払い能力がありながら支払っていただけない世帯もあるなど、様々な事情で滞納されている保護者がおられますので、これを一手に取り扱うことについての可否など、非常に難しい問題であると考えております。

節名称（3）「学校給食費の滞納問題」については、以上でございます。

○見浪教育長

節名称（3）「学校給食費の滞納問題」に関して、説明がありました。何かご質問等あればよろしくお願ひします。

○足立委員

滞納している世帯数というのは、増えてきていますか。

○花田給食課長兼庶務係長

新たに発生する滞納世帯数は年間で約5件程度です。金額が大きく増えておりますのは、一部の月だけ支払わないというのではなく、4月から翌年の3月まで、1年間給食費を支払わないという世帯が1世帯ある

だけで、5万円程度滞納額が増えますので、滞納額が大きな額になる前の少額の段階で、積極的にアプローチし、接触を試みているのですが、なかなか難しい状況もございますので、そういった理由から滞納額が増えていっているという状況になっております。

○田中委員

20ページに記載されている支払督促申立をした3世帯については、その後も支払いの意思表示に至っていないとありますが、全く無視されている状況ですか。

○花田給食課長兼庶務係長

はい。債務名義は取得しておりますので、強制執行等に行く権利は有しております。裁判所からも保護者の方に文書の通知がなされていますが、保護者の方からの支払いの意思表示等はございません。強制執行等を実施する場合でも、相手方の資産情報の入手が困難であるなどの課題がありますので、そういったところも含め、弁護士と相談しながら対応させていただきたいと思っております。

○田中委員

この未払いというのは、問題ですね。

○花田給食課長兼庶務係長

はい。

○原委員

他の項目に比べて、滞納問題の成果指標が「A」になっていない項目が多いと思うのですが、やはりここは、滞納額が回収できた成果で「A」になるのでしょうか。

○花田給食課長兼庶務係長

まず、18ページの滞納保護者との対応の成果指標を「B」にさせていただいた一番大きな理由は、組合教育委員会としては、やるべきことを精一杯やったつもりですが、数字だけを見ると、結果として前年度から約16万円も滞納額が増加してしまっているので「B」と評価させていただきました。令和7年度は「A」を目指しておりますので、様々な取組をして、滞納額を少しでも減少させたいと考えております。19ページの成果指標については、国の方で給食費の公会計化ということが言われておりますけれども、藤井寺市柏原市学校給食組合としては、公会計化の議論がなかなか前に進んでいないということも含めて、「B」と評価させていただきました。20ページの成果指標についてですが、3名の保護者の方に対して、債務名義を取得していますし、強制執行等に行く権利も有しておりますので、法的措置という意味では成功しているのですが、結果として、支払いの意思表示もなく、回収ができていないということもあり、「B」と評価させていただきました。

○見浪教育長

公会計化をしない限り、ずっと「B」ということですか。

○花田給食課長兼庶務係長

公会計化をしない限り、ずっと「B」ということではないのですが、もう少し、抑止力の働くような滞納対策等をしていきたいという想いもあり、滞納額も前年度より増加したということもあって、「B」とさせていただきました。

○見浪教育長

公会計化の大きなメリットとは何になるのでしょうか。

○花田給食課長兼庶務係長

一般的に言われているのは、教職員の負担軽減とお金の流れの明瞭化ということでございます。

○見浪教育長

藤井寺市柏原市学校給食組合が公会計化するとなると、どういった形になりますか。藤井寺市は藤井寺市、柏原市は柏原市でという形になるということですか。

○花田給食課長兼庶務係長

その議論もまだできておりませんが、それぞれ、藤井寺市と柏原市で公会計化するというのも一つの選択肢ですし、給食組合として、公会計化するというのも選択肢としては、あるのではないかと思っております。

○見浪教育長

わかりました。他よろしいでしょうか。それでは、この報告書（案）に本日いただきましたご意見等、修正を加えたもので、次回、11月10日に開催予定の教育委員会会議で、眞木評価員のご意見をいただくということで進めさせていただきます。

○委員一同

はい。

○見浪教育長

ありがとうございました。

以上をもって本日予定の案件がすべて終了しました。円滑な審議にご協力いただきましてありがとうございました。これをもって令和7年第2回定例教育委員会会議を終了させていただきます。

会議事項が終了したので、閉会する。

午後2時52分